

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡してください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】

# メールニュース

No.21-037  
2021年 7月 1日

安保破棄中央実行委員会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13  
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

北海道  
旭川市議会

土地利用規制法の検討を求める意見書可決  
廃止を求める世論を大きく

北海道旭川市議会は6月25日、土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書「別記」が共産、民主、無党派G、無所属の賛成16、自民、公明の反対16で、可否同数となり、議長 民主 採決で可決しました。



土地利用規制法案反対国会前集会(5月28日)

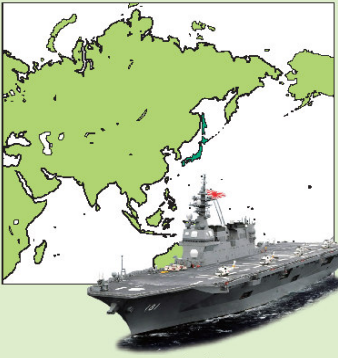
要とする全国の米軍、自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす住民を監視対象にする、土地、建物の利用を中止させることを可能にするものであると指摘しています。その区域内の土地、建物の所有者やすべての住民を調査することができるとし、どこで誰を調査、規制するのか、核心部分を政府に白紙委任し、政府の裁量任せにしていると述べています。また、規制法が沖縄県の辺野古新基地建設に抗議する座り込みなどの活動も規制の対象になる危険性があると強調しています。

新発売

安保がわかるブックレット②  
「米中対決」と日米安保  
アメリカ言いなりの菅「大軍拡」を斬る  
7日発売

安保破棄中央実行委員会 戦略であることを明らかにし、新しいブックレット②「米中対決」と日米安保」を7月7日に発売します。ブックレットは、4月におこなわれた菅首相とバイデン大統領の日米首脳会談と共同声明の重大性を分析し、とくにアメリカが現在進める「インド太平洋戦略」が、中国に軍事的に対抗する新たな同盟

## 「米中対決」と日米安保



は、尖閣問題をはじめ中国による覇権主義的行動を批判。これを克服するための国際的な課題を明らかにし、「米中対決」でなく平和と友好アジアと日本とを展望と課題を提起して活用をお願いします。ブックレットはA5判64ページで頒価500円、大量活用の割引があります。詳細は、安保破棄中央実行委員会にお問い合わせ下さい。

いわゆる土地利用規制法が6月16日、参議院で可決、成立した。この法は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍、自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす住民を監視対象にする、土地、建物の利用を中止させることを可能にするものである。

土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書

法によると、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の施設、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地、建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査することができる。その結果、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為やその明らかなおそれがあれば、利用中止の勧告、命令を行うことができる。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地、建物の売買に事前の届出を義務付けるというものである。

この法の重大な問題は、どこで誰をどのように調査、規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることである。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為やその明らかなおそれなどを判断するのか、住民にどのような調査、規制を行うのか具体的なことは法に全く書かれておらず、政府の裁量任せである。このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族、交友関係にまで広がるおそれや、沖縄県の辺野古新基地建設に抗議する座り込みなどの活動も規制の対象になる危険性がある。

よって、国においては、同法を一定期間施行することなく、その間において更なる検討を行うことを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会